

## 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、国の家賃支援給付金の給付対象者に対し、家賃軽減支援金を上乗せして給付します。

## 給付対象者

国の「家賃支援給付金」の給付対象者

※テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において「いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少」、又は「連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少」した者

## 給付額

### 【基本給付額】

(①+②)×6か月分(最大給付額:法人60万円、個人30万円)

#### ■法人

支払家賃月額		国の給付額(月額)	県の給付額(月額)
① 75万円以下の部分	給付率	2/3	1/15
	最大給付額(月額)	500,000円	50,000円
② 75万円超225万円以下の部分	給付率	1/3	1/30
	最大給付額(月額)	500,000円	50,000円

#### ■個人事業者

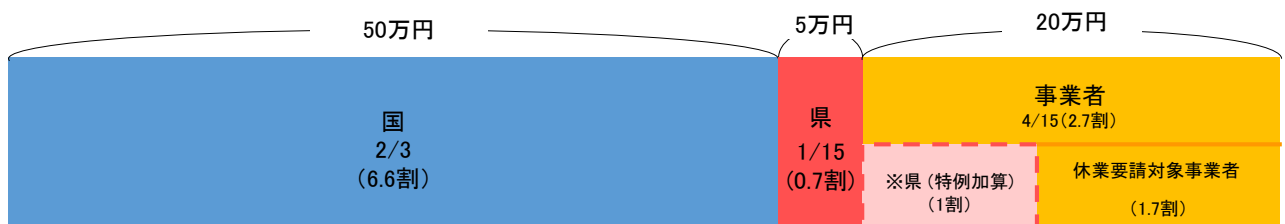
支払家賃月額		国の給付額(月額)	県の給付額(月額)
① 37.5万円以下の部分	給付率	2/3	1/15
	最大給付額(月額)	250,000円	25,000円
② 37.5万円超112.5万円以下の部分	給付率	1/3	1/30
	最大給付額(月額)	250,000円	25,000円

### 【北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算額】

支払家賃月額の10分の1

(最大給付額:法人22万5千円、個人11万2,500円)

### ●給付金モデル例:支払家賃月額75万円の場合(法人)



給付額(月額):55万円(=国50万円+県5万円)・・・①

総給付額(=①×6か月分):330万円(=国300万円+県30万円)・・・②

※特例加算がある場合の総給付額は、②に7.5万円を加算した337.5万円

※県(特例加算):北九州市内の休業協力要請に応じた事業者の支払家賃月額の1割を給付

## 申請要件

### 【基本給付】

- ①国の家賃支援給付金の給付対象者であること
- ②法人にあっては本店の所在地、個人にあっては住所または事業所が福岡県内であり、確定申告の納税地が福岡県内であること
- ③福岡県内に所在する賃貸物件の賃料であること

### 【北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算】

- ①国の家賃支援給付金の給付対象者であること
- ②北九州市内に所在する施設(「接待を伴う飲食店」「ライブハウス」)に対する休業協力要請に応じた事業者であること
- ③令和2年6月1日から18日までの休業協力要請期間中において、9日以上休業していること

## 必要書類

### 【基本給付】

#### ■法人・個人事業者共通

○国の「家賃支援給付金」の給付通知書の写し

○通帳の写し

○(県外にも賃貸物件がある場合)県内の賃貸物件の賃貸借契約書写し

#### ■法人の場合

○役員名簿

#### ■個人事業者の場合

○本人確認書類等(運転免許証の写し等)

### 【北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算】

上記【基本給付】の必要書類(※1を除く)に加え以下の書類が必要になります。

#### ■共通

○休業協力要請の対象施設の賃貸借契約書の写し

#### ■接待を伴う飲食店

○風営法上の営業許可証の写し

※上記以外に事務局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

## 申請期間

※決定次第、お知らせします。

## 申請方法

※準備ができ次第、お知らせします。

Webによる申請を基本とし、Web環境が無い方については、郵送による申請を予定しています。

## お問い合わせ先

「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談コールセンター

TEL:092-285-0013(平日・土・日・祝日 9時~17時)

※虚偽の申請が判明した場合は、支援金の返還を求めます。

※申請受付開始日及び申請方法等につきましては、準備が整い次第、公表いたします。今後決定される国の制度内容によっては県の制度に変更が生じる可能性があります。